

受付番号： 2022-1-301

課題名：肺癌の増殖浸潤に関わる蛋白と免疫細胞表面受容体に関する研究

1. 研究の対象

2010年1月～2016年12月に当院で肺がんの手術を受けられた方

2. 研究目的・方法・研究期間

肺がんの免疫治療が開始されるようになりましたが、治療の効果には個人差が大きく、その理由を明らかにすることが今後の治療成績の向上に大きく関わると考えられます。今回の研究では、それぞれの患者さん毎に、肺癌の増殖と転移にかかわるような分子の状態を調べて、免疫細胞からがん細胞が認識されやすいかどうかを決定している細胞表面のタンパク質の表れ方にどういった違いがあるかを調べます。違いを決定している要因を明らかにすることができれば免疫治療の発展につながると考えられます。

研究期間：2017年7月～2025年6月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、カルテ番号等

試料：手術で摘出した組織等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

本学単独研究

6. 利益相反に関する説明

(本学では、研究責任者のグループが公正性を保つ事を目的に、同意説明文書において企業等との利害関係の開示を行っています。)

本研究は、運営費、科学研究費及び小野薬品工業(株)の共同研究費、ならびに国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 医療分野研究成果展開事業 産学連携医療イノベーション創出プログラム (ACT-MS) における研究開発の委託研究費により実施します。

本研究の研究責任者の岡田教授、研究分担者である高井教授、遠藤講師及び Su Mei Tzu 助教は、小野薬品工業（株）との共同研究契約により、年間 200 万円以上の研究費を受け入れており、本研究はその一環です。

本研究は、東北大学の研究責任者のグループにより公正に行われます。この研究における企業等との利害関係については、利益相反マネジメント委員会の審査と承認を得ています。今後、研究責任者等は、本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合、その都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受けることにより、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

7. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

野津田 泰嗣 東北大学病院呼吸器外科 TEL 022-717-8521

研究責任者：

東北大学加齢医学研究所呼吸器外科学分野 岡田 克典

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合